

令和 6 年 1 月
警 察 庁

「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の
募集結果について

警察庁において、令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 13 日までの間、「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、12 件の御意見を頂きました。

「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 6 号）
- (2) 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年国家公安委員会規則第 2 号）

2 命令等の案を公示した日
令和 5 年 12 月 15 日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 12 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	12 件
電子メール	0 件
郵 送	0 件

「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」及び「古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」関係

- (1) インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合については、

○ ホームページを持たない業者を適用除外とするのは公平でない。といった御意見がありました。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の警備業法（昭和47年法律第117号）等において、「その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令（国家公安委員会規則）で定める場合」には、インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外されることとなっていることから、各業における営業実態や、現に自社ウェブサイトを持しない事業者に上記の義務を課すことに伴う経済的負担等に鑑み、原案のとおり定めることとしたものです。

- (2) インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供する方法については、

○ 管理するウェブサイトを持していない事業者等については、都道府県公安委員会又は都道府県警察のウェブサイトに掲載することをもって公衆の閲覧に供することとすべきではないか。

といった御意見がありました。

事業者が前記(1)の義務を履行し、インターネットにより標識等を公衆の閲覧に供するに当たっては、事業者自身による適時の更新や確認により情報の正確性を担保する必要があること等から、原案のとおり定めることとしたものです。

2 その他

上記のほか、修辭上の御意見がありました。

また、本内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、新たに定める標識の複製への対策に関する御意見や、古物商による相手方の本人確認の在り方に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。